

議案第 6 9 号

明石市水道条例の一部を改正する条例制定のこと

明石市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

明石市長 丸 谷 聡 子

明石市水道条例の一部を改正する条例

明石市水道条例（昭和40年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
（工事の申込み） 第5条 給水装置の新設、増設、改造又は撤去の工事（<u>第27条第1項を除き、</u>以下「工事」という。）をしようとする者は、別に定めるところによりあらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 第6条～第8条 （略） （工事費の分納） 第9条 （略） 2 前項の分納額は、毎月均等とする。 _____ _____（削 る） _____ 3 （略） 第10条～第13条 （略） （代理人の選任） 第14条 給水装置の所有者は、市内に住所を有しない場合<u>その他管理者が必要と認めた場合は、</u>この条例中当該所有者について定める事項を処理させるため、市内に住所を有する代理人を置かなければならない。 2 （略） 第15条～第18条 （略） （給水装置の管理） 第19条 （略） 2 給水装置の修繕工事（以下「修繕工事」という。）<u>（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）第13条に定め</u>	（工事の申込み） 第5条 給水装置の新設、増設、改造又は撤去の工事（ _____以下「工事」という。）をしようとする者は、別に定めるところによりあらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 第6条～第8条 （略） （工事費の分納） 第9条 （略） 2 前項の分納額は、毎月均等とする。<u>ただし、納付のつど、工事費未納残額の1,000分の5に相当する額を加算したものをその月の納付額とする。</u> 3 （略） 第10条～第13条 （略） （代理人の選任） 第14条 給水装置の所有者は、市内に住所を有しない場合<u>又は管理者が必要と認めた場合は、</u>この条例中当該所有者について定める事項を処理させるため、市内に住所を有する代理人を置かなければならない。 2 （略） 第15条～第18条 （略） （給水装置の管理） 第19条 （略） 2 給水装置の修繕工事（以下「修繕工事」という。） _____

る給水装置の軽微な変更を除く。)は、管理者又は指定給水装置工事業業者のほか施行することができない。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者から法第16条の2第1項の指定を受けた者が修繕工事を施行する必要があると認めるときに、これらの者が施行する当該修繕工事については、この限りでない。

3～6 （略）

第20条～第22条の3 （略）

（水道料金）

第23条 （略）

2 基本料金は、次の表のとおりとする。

メーターの口径	基本料金（1戸（箇所）1箇月につき）
25ミリメートル以下	<u>990円</u>
40ミリメートル	<u>5,430円</u>
50ミリメートル	<u>13,170円</u>
75ミリメートル	<u>26,580円</u>
100ミリメートル	<u>51,850円</u>
150ミリメートル	<u>135,230円</u>

3 （略）

4 従量料金は、次の表のとおりとする。

用途区分	従量料金（1戸（箇所）1箇月につき）		
一般用	第1種	<u>使用水量10立方メートル以下の1立方メートルにつき</u>	<u>52円</u>

は、管理者又は指定給水装置工事業業者のほか施行することができない。ただし、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）第13条に定める給水装置の軽微な変更は、この限りでない。

3～6 （略）

第20条～第22条の3 （略）

（水道料金）

第23条 （略）

2 基本料金は、次の表のとおりとする。

メーターの口径	基本料金（1戸（箇所）1箇月につき）
25ミリメートル以下	<u>870円</u>
40ミリメートル	<u>4,070円</u>
50ミリメートル	<u>8,550円</u>
75ミリメートル	<u>15,870円</u>
100ミリメートル	<u>24,930円</u>
150ミリメートル	<u>52,940円</u>

3 （略）

4 従量料金は、次の表のとおりとする。

用途区分	従量料金（1戸（箇所）1箇月につき）				
一般用	第1種	<u>メーターの口径25ミリメートル以下</u>	<u>ア</u>	<u>使用水量5立方メートルを超え10立方メートル以下の1立方メ</u>	<u>10円</u>

第2種	使用水量10立方メートルを超え20立方メートル以下の1立方メートルにつき	141円
第3種	使用水量20立方メートルを超え30立方メートル以下の1立方メートルにつき	192円
第4種	使用水量30立方メートルを超え40立方メートル以下の1立方メートルにつき	255円
(削る)		
第5種	使用水量40立方メートルを超える1立方メートルにつき	281円
(略)		

		メートルにつき	
		イ 使用水量10立方メートルを超え20立方メートル以下の1立方メートルにつき	139円
	メーターの口径40ミリメートル以上	使用水量20立方メートル以下の1立方メートルにつき	139円
(新設)			
第2種	使用水量20立方メートルを超え30立方メートル以下の1立方メートルにつき		191円
第3種	使用水量30立方メートルを超え50立方メートル以下の1立方メートルにつき		254円
第4種	使用水量50立方メートルを超え2,500立方メートル以下の1立方メートルにつき		274円
第5種	使用水量2,500立方メートルを超える1立方メートルにつき		291円
(略)			

5～7 (略)

第24条～第29条 (略)

(手数料)

第30条 管理者は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 第6条第2項に規定する設計審査及び工事検査を一体として行う事務 次表に定める額

区分		手数料の額 (1件につき)
メーター の口径	25ミリメートル以下	5,000円
	40ミリメートル以上	10,000円
	50ミリメートル以下	
	75ミリメートル以上	20,000円
	150ミリメートル以下	

(2) (略)

2 手数料は、当該手数料に係る事務の申請の際に徴収する。ただし、管理者が必要があると認めたときは、当該申請後において管理者が指定する期日までに徴収するものとする。

3 (略)

(給水装置の基準違反の場合の措置)

第31条 (略)

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した工事及び修繕工事又は第19条第2項ただし書の規定により他の水道事業者若しくは他の水道事業者から法第16条の2第1項の

5～7 (略)

第24条～第29条 (略)

(手数料)

第30条 管理者は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 第6条第2項に規定する設計審査及び工事検査を一体として行う事務 次表に定める額

区分		新設工事 (1件につき)	増設、改造、 その他工事 (1件につき)
給水管の 口径	25ミリメートル以下	2,000円	1,600円
	40ミリメートル以上	4,000円	3,200円
	50ミリメートル以下		
	75ミリメートル以上	8,000円	6,400円
	150ミリメートル以下		

(2) (略)

2 手数料は、当該手数料に係る事務の申請の際に徴収する。_____
(新 設)

3 (略)

(給水装置の基準違反の場合の措置)

第31条 (略)

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した工事及び修繕工事_____

指定を受けた者が施行した修繕工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、施行規則第13条に定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 以 下 略	_____に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、施行規則第13条に定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 以 下 略
備考 1 改正部分は、下線の部分である。 2 改正の欄に「（削 る）」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。 3 現行の欄に「（新 設）」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第5条、第9条第2項、第14条第1項、第19条第2項、第30条第2項及び第31条第2項の改正は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の明石市水道条例（以下「改正後の条例」という。）第23条第2項及び第4項の規定は、令和9年6月1日以後に算定する水道料金について適用し、同日前に算定した水道料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第30条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に行う明石市水道条例第6条第2項に規定する設計審査及び工事検査を一体として行う事務に係る手数料について適用し、同日前に行った当該事務に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

本案は、明石市上下水道事業経営審議会からの答申等を踏まえ、将来にわたり水道事業の健全かつ安定的な経営基盤の強化を図るため、水道料金を改定するほか所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。